

川崎市上下水道局給水装置工事完成検査等実施要領

(平成22年3月24日21川水総給第587号)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「施行規程」という。）第10条第4項及び川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号。以下「業者規程」という。）第16条第3項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置の新設、改造（軽微な変更を除く。以下同じ。）及び撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の完成検査及び分岐工事等の確認について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、施行規程及び業者規程において使用する用語の例による。

(分岐工事等の確認)

第3条 管理者は、分岐工事等の確認の際、他の水管との誤接合の有無、給水装置に用いようとする給水管、給水用具及び附属用具、工法等について確認し、必要な指示をすることができる。

2 分岐工事等の確認の申込みは、次の各号に定める書類を管理者に提出し、又はファクシミリ装置を用いて管理者に送信する方法により行う。

(1) 分岐工事等確認、断水願（第1号様式）

(2) その他管理者が必要と認めるもの

3 前項の申込みをファクシミリ装置を用いて送信する方法により行った場合は、送信後速やかに電話による連絡をし、管理者が受信した旨の確認をしなければならない。

4 分岐工事等の確認の申込みは、次の各号に掲げる場合に依り、休日（川崎

市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く当該各号に定める期日までに行うものとする。

（1）確認を希望する時間が夜間の場合又は確認希望日が休日の場合 確認希望日の5日前（ファクシミリ装置を用いて送信する場合は当該期日の16時まで）

（2）確認希望日が前号以外の場合 確認希望日の2日前（ファクシミリ装置を用いて送信する場合は当該期日の16時まで）

5 確認希望日を変更する場合は、速やかに管理者に連絡しなければならない。

6 分岐工事等を施行したときは、給水装置工事完成届の提出までに、施工写真を提出するものとする。

7 指定給水装置工事事業者は、第3条第1項で規定する管理者の確認後、前項の規定に基づき提出した写真の返却を求めることができる。

（断水）

第4条 前条第2項の申込みに係る分岐工事等が配水管の断水を必要とするものである場合には、当該分岐工事等の施行日時は管理者が決定し、指定給水装置工事事業者に通知するものとする。

（完成検査）

第5条 給水装置工事完成届の提出は、次に掲げる書類を添えて行う。

（1）完成図

（2）完成図の写し（日本産業規格B列4番に縮小したものに限る。）

（3）工事承認申込書の写し

（4）管理者が作成したメーターに係る帳票等（メーターの設置を伴う場合に限る。）

(5) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の提出は、次の各号に掲げる場合に依り、休日を除く当該各号に定める期日までに行うものとする。

(1) 集合住宅等の新設又は改造の工事の場合 完成検査の実施を希望する日
(以下「検査希望日」という。)の5日前

(2) 前号以外の場合 検査希望日の2日前

3 前項の規定にかかわらず、完成検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮して、指定給水装置工事事業者との協議により管理者が定めるものとする。

(一部完成検査)

第6条 給水装置の新設又は改造の工事の施行中において、当該給水装置等の一部を使用する給水契約を締結しようとする場合は、施行規程第10条第3項に規定する工事の完成前に完成検査の一部を行うこと(以下「一部完成検査」という。)ができる。

2 一部完成検査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、第5条第1項の規定にかかわらず、給水装置工事完成届に次に掲げる書類を添え、管理者に提出しなければならない。

(1) 完成図

(2) 工事承認申込書の写し

(3) 管理者が作成したメーターに係る帳票等(メーターの設置を伴う場合に限る。)

(4) その他管理者が必要と認める書類

3 一部完成検査の実施については、第5条の例による。

4 管理者は、一部完成検査を行った給水装置又はその附属用具の部分については、再度完成検査を行わないものとする。ただし、管理者が必要と認める

場合は、一部完成検査を行った部分について、改めて完成検査を行うことができる。

(工事の手直し)

第7条 管理者は、完成検査の際、施行規程第10条第2項に定める事項に適合しないと認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事手直し指示書(第2号様式)により手直しをさせるものとする。

2 前項及び第4項に規定する手直しは、管理者が定める期日までに履行し、その完了について給水装置工事手直し指示履行書(第3号様式)を提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により手直し完了の連絡を受けたときは、当該部分の手直しが適切に行われたことを確認するものとする。

4 前項に規定する確認の結果、施行規程第10条第2項に定める事項に適合しないと認める場合は、第1項の例による。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、完成検査及び分岐工事等の確認の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の給水装置工事検査等要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則(平成23年3月31日22川上サ給第703号)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の給水装置工事完成検査等実施要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則 (平成25年2月12日24川上サ給第632号)

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の給水装置工事完成検査等実施要領第3条第2項及び第4条第1項の規定に基づく手続きは、平成26年3月31日までの間、行うことができる。

附 則 (平成28年3月25日27川上サ給第360号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日28川上サ給第884号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日29川上サ給第307号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月18日30川上サ給第268号)

この要領は、平成31年2月18日から施行する。

附 則 (令和元年 5月28日31川上サ給第71号)

この要領は、令和元年 6月 1日から施行する。

附 則 (令和3年 3月25日2川上サ給第330号)

この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第3条及び第4条関係）

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

分岐工事等確認、断水願

FAXによる場合は、休日を除く2日前（施行日時が夜間又は休日の場合は5日前）の16時までに送信をし、送信後に必ず所管のサービスセンター（給水管理係）まで電話連絡をしてください。

工事を施行するのに際し埋設物調査を完了し必要な届出や許可を取得しましたので、次のとおり申し込みます。

受付番号	年度	第	号
工事場所	区		
施行日 ※	年	月	日（ ）
工事内容 ※			

（夜間又は休日に施行する場合）

施行日時 ※	年	月	日（ ）	時	分	から
	年	月	日（ ）	時	分	まで
理由						

（道路使用許可（道路交通法77条関係））

有 不要（理由： _____ ）

（道路工事及び露店開設等届（川崎市火災予防条例63条5号関係））

有 不要（理由： _____ ）

（水道、ガス、電気、下水、工水等埋設物調査）

調査済み

※複数箇所（複数日の場合も含む）の施行をするときは施行箇所、施行日等を記載した概略図等を別途添付してください。

※断水の場合は、上下水道局が日程調整をしますので、記入しないでください。

（指定給水装置工事事業者） 提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

指定番号	:
事業者名	:
緊急連絡先：氏名	電話番号
<p>配水管を穿孔して給水管を設ける工事を施行する配管技能者</p> <p><input type="checkbox"/> 財団法人給水工事技術財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。</p> <p><input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）で、給水装置工事配管技能者認定協議会による認定を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のいずれかと同等以上の資格又は実務経験を有している。</p> <p>配管技能者名 _____</p>	
<p>配水管の取付口から宅地内第1バルブまでの配管を施行する配管技能者</p> <p><input type="checkbox"/> 財団法人給水工事技術財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。</p> <p><input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習等により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士である。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科の課程を修了している。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のいずれかと同等以上の資格又は実務経験を有している。</p> <p>配管技能者名 _____</p>	

第2号様式（第7条関係）

給水装置工事手直し指示書

指定給水装置工事事業者

様

川崎市上下水道事業管理者

指示年月日	年 月 日	受付番号	年度 No.
申込者			
工事場所	区		
指示内容			
年 月 日までに、次の手直しを行うこと。			
担任 _____			
履行内容（期限を明示する）			
指示の内容を、上記のとおり履行します。			
年 月 日			
指定給水装置工事事業者			

上記のとおり指示したので報告します。

押 印 欄

第3号様式（第7条関係）

給水装置工事手直し指示履行書

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

押 印 欄

指示年月日	年 月 日	受付番号	年度 No.
申 込 者			
工 事 場 所	区		
指示内容			
年 月 日までに、次の手直しを行うこと。			
担任 _____			
履行内容			
指示の内容を、上記のとおり履行しました。			
年 月 日			
指定給水装置工事事業者			